

## 平成 25 年第 1 回周防大島町国民健康保険運営協議会審議概要

- 1 . 開催日時 平成 25 年 2 月 1 日 ( 金 ) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 47 分
- 2 . 開催場所 橋庁舎 3 階会議室
- 3 . 出席者  
委員 松岡宏和、岸田邦子、山田修、正木純生、嶋元徹、中村瑞美、泉原紳一、中元みどり、西本信男 秋吉利夫、魚谷洋一 ( 以上 11 名出席 )  
( 敬称略 )  
欠席 1 名欠席  
説明のため出席した者の職氏名 岡村副町長、西村健康福祉部長、岡野健康増進課長  
中谷医療保険班長、川口健康づくり班長、島本主任保健師、福田税務課長、木村税務課班長  
( 以上 8 名出席 )
- 4 . 配布資料  
( 1 ) 平成 25 年第 1 回周防大島町国民健康保険運営協議会 ( 会議次第 )  
( 2 ) 第 2 期特定健康診査等実施計画 ( 案 )  
( 3 ) 第 1 期計画と第 2 期計画の変更等の概要について  
( 4 ) 国保運営協議会資料  
( 5 ) 平成 25 年第 1 回周防大島町国民健康保険運営協議会【説明資料】税務課  
( 6 ) 国保運営協議会追加資料
- 5 . 会議の概要 ( 主な項目 )  
( 1 ) 委嘱状の交付について  
副町長が、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までを任期とする委嘱状を交付した。  
( 2 ) 会長及び職務代理者の選出について  
公益を代表する委員の中から会長に中元委員を、会長職務代理者に秋吉委員をそれぞれ指名推薦の方法により選出した。  
( 3 ) 議事録署名委員の選任について  
中元会長が、名簿 6 番の嶋元委員及び 7 番の中村委員を議事録署名委員に指名した。  
( 4 ) 会議の公開及び議事録について  
・ 本協議会における審議は、公開を原則とし、審議の内容により特に個人情報で会議の中で取り上げることとなる恐れがあらかじめ予想される場合に、会長の判断で非公開にできることを確認した。  
・ 議事録等の公開については、議事録として作成し署名委員の確認を受けるもののほかに要約版を作成し、周防大島町の公式ホームページ上で公表する。この要約版についてはあらかじめ全出席委員さんに提示し確認を受ける。  
( 5 ) 国民健康保険運営協議会の概要について

当協議会の概要について事務局が説明した。

(質疑) 特になし

(6) 審議事項

諮問議案

平成 25 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について

(概要)

- ・平成 25 年度当初予算原案については、歳入歳出それぞれ 36 億 567 万 2 千円とする。
- ・平成 24 年度の決算見込みについては、6 千 311 万 4 千円赤字の見込みであること。
- ・平成 25 年度当初予算案については、前々年度実績数値における伸び率により予算編成を行うこととなったため、24 年度における動向よりも少なめな予算編成となっている。
- ・平成 25 年度税制改正大綱が本年 1 月 29 日に閣議決定され、国保に関するものとして、特定世帯等の軽減特例措置の延長等が実施されること及びこれに伴うシステム改修費が別途当初予算に計上される見込みであることを説明した。

(質疑)平成 25 年度当初予算案の公営企業会計繰出金の内訳及び財源について質疑があり、公営企業会計繰出金 772 万 6 千円は町立 3 病院の健康管理室の補助事業分であること。財源については全額国の特別調整交付金であり公営企業局が申請し、国保に一旦入れて公営企業局に支出することを説明した。また、申請については公営企業局しかできない旨を併せて説明した。

(決定) 異議なく諮問どおり原案とすることを相当と認める。

第 2 期周防大島町特定健康診査等実施計画(案)について

(概要) 別添、資料「第 1 期計画と第 2 期計画の変更等の概要について」を参考にし、第 2 期周防大島町特定健康診査等実施計画(案)の内容を説明した。

(質疑) 受診勧奨の徹底で自治会単位での特定健康診査への取り組みを検討する  
とあるが具体的な方法及び受診率についての質疑があり、各保険者で健診を実施しており、一律に勧奨できないことから、まず、旧町単位での勧奨の仕組みを考え、集団健診も視野に入れ、徐々に自治会単位での勧奨の仕組みを考えていく旨を説明。また、全国平均受診率より本町の受診率が低いことについては、健康に対する意識が格段に違うのではないかと考える旨と地域単位の健診への取り組みが必要との説明をした。

(決定) 諮問議案 について異議なく諮問どおり制定することを相当と認める。答申案について確認し、決定した。

第 1 期計画と第 2 期計画の変更等の概要について

第 2 期計画	第 1 期計画			
<p><b>2 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方</b></p> <p>特定健康診査、特定保健指導は内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣病を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を減少させることを目的としている。<u>加えて、特定保健指導の対象から外れる非肥満者に対しても、リスクの程度と個数に応じて保健指導介入の対象者とし、より積極的に重症化予防を行う。</u></p> <div data-bbox="236 689 790 1131"> <p style="text-align: center;">図表 9: 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>これまでの健診・保健指導</p> <p>対象: 肥満に該当した年齢層の特定健康診査受診者</p> <p>目的: 肥満改善の早期発見・早期指導</p> <p>内容: 健診結果の伝達、個別の生活習慣病のリスク評価</p> <p>対象者の対象者: 健診結果で「肥満」と判定され、健診結果に基づき「特定健康診査」の対象となる</p> <p>方法: 一時的健診結果のみから「特定健康診査」の一時的な保健指導</p> <p>評価: アウトカム(改善率)を計測、実施段階で評価する</p> <p>実施主体: 医師</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>最新の科学的知見と課題抽出のための分析</p> <p>→</p> <p>行動変容を促す手段</p> </td> <td> <p>これまでの健診・保健指導</p> <p>内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を実施する者を選出する健診結果を基に保健指導</p> <p>内容: 健診結果(肥満)と年齢層から、行動変容を促すための個別指導(生活習慣病のリスク評価)を実施し、生活習慣病の予防指導を行う</p> <p>対象者の対象者: 健診結果で「肥満」と判定され、健診結果に基づき「特定健康診査」の対象となる</p> <p>方法: 一時的健診結果のみから「特定健康診査」の一時的な保健指導</p> <p>評価: アウトカム(改善率)を計測、実施段階で評価する</p> <p>実施主体: 医師</p> </td> </tr> </table> </div> <p><b>4 計画の期間</b></p> <p>この計画は 5 年を 1 期とし、<u>第 2 期は平成 25 年度から平成 29 年度とする。</u></p> <p><b>第 1 章 周防大島町国民健康保険の現状</b></p> <p>1 国民健康保険の状況</p> <p>(1) 加入者の状況</p> <p>(2) 医療費の状況</p> <p>2 疾病等の状況</p> <p>(1) 生活習慣病に伴う医療の状況</p> <p>(2) 死亡原因</p> <p><b>第 2 章 第 1 期特定健康診査及び特定保健指導の現状と評価</b></p> <p>1 特定健康診査の状況</p> <p>(1) 特定健康診査受診率</p> <p>(2) 受診者の傾向</p>	<p>これまでの健診・保健指導</p> <p>対象: 肥満に該当した年齢層の特定健康診査受診者</p> <p>目的: 肥満改善の早期発見・早期指導</p> <p>内容: 健診結果の伝達、個別の生活習慣病のリスク評価</p> <p>対象者の対象者: 健診結果で「肥満」と判定され、健診結果に基づき「特定健康診査」の対象となる</p> <p>方法: 一時的健診結果のみから「特定健康診査」の一時的な保健指導</p> <p>評価: アウトカム(改善率)を計測、実施段階で評価する</p> <p>実施主体: 医師</p>	<p>最新の科学的知見と課題抽出のための分析</p> <p>→</p> <p>行動変容を促す手段</p>	<p>これまでの健診・保健指導</p> <p>内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を実施する者を選出する健診結果を基に保健指導</p> <p>内容: 健診結果(肥満)と年齢層から、行動変容を促すための個別指導(生活習慣病のリスク評価)を実施し、生活習慣病の予防指導を行う</p> <p>対象者の対象者: 健診結果で「肥満」と判定され、健診結果に基づき「特定健康診査」の対象となる</p> <p>方法: 一時的健診結果のみから「特定健康診査」の一時的な保健指導</p> <p>評価: アウトカム(改善率)を計測、実施段階で評価する</p> <p>実施主体: 医師</p>	<p><b>4 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方</b></p> <p>これまでの健診・保健指導は、個別疾患の早期発見、早期治療が目的となっており、そのため、健診後の保健指導は「要精検」や「要治療」となった者に対する受診勧奨、また、高血圧、高脂血症、糖尿病、肝臓病等の疾患を中心とした保健指導を行ってきた。</p> <p>平成 20 年 4 月施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」で保険者の実施が定められた特定健康診査、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防し、予備軍を減少させることを目的としており、生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、特定健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置付けるとともに、該当者及び予備軍を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するためを行う。</p> <p><b>6 計画の期間</b></p> <p>この計画は 5 年を 1 期とし、第 1 期は平成 20 年度から平成 24 年度とし、5 年ごとに見直しを行う。</p> <p><b>7 周防大島町国民健康保険の現状</b></p> <p>死亡の状況</p> <p>国民健康保険疾病分類</p>
<p>これまでの健診・保健指導</p> <p>対象: 肥満に該当した年齢層の特定健康診査受診者</p> <p>目的: 肥満改善の早期発見・早期指導</p> <p>内容: 健診結果の伝達、個別の生活習慣病のリスク評価</p> <p>対象者の対象者: 健診結果で「肥満」と判定され、健診結果に基づき「特定健康診査」の対象となる</p> <p>方法: 一時的健診結果のみから「特定健康診査」の一時的な保健指導</p> <p>評価: アウトカム(改善率)を計測、実施段階で評価する</p> <p>実施主体: 医師</p>	<p>最新の科学的知見と課題抽出のための分析</p> <p>→</p> <p>行動変容を促す手段</p>	<p>これまでの健診・保健指導</p> <p>内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を実施する者を選出する健診結果を基に保健指導</p> <p>内容: 健診結果(肥満)と年齢層から、行動変容を促すための個別指導(生活習慣病のリスク評価)を実施し、生活習慣病の予防指導を行う</p> <p>対象者の対象者: 健診結果で「肥満」と判定され、健診結果に基づき「特定健康診査」の対象となる</p> <p>方法: 一時的健診結果のみから「特定健康診査」の一時的な保健指導</p> <p>評価: アウトカム(改善率)を計測、実施段階で評価する</p> <p>実施主体: 医師</p>		

(3) 特定健康診査連続受診の状況

(4) 特定健康診査結果の状況

## 2 特定保健指導の状況

(1) 対象者

(2) 特定保健指導実施率

(3) 特定保健指導プログラム

(4) 特定保健指導終了者の状況

## 第3章 達成しようとする目標

特定健康診査受診率を 60%、特定保健指導実施率を 60%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の数を 平成 20 年度対比で 25%減少を達成することを目標とする。

### (3) 特定健康診査受診率向上対策

#### 受診勧奨の徹底

特定健康診査未受診者については、受診勧奨はがき、電話での勧奨、無料クーポン券交付に加え、自治会単位での特定健康診査への取り組みの検討や他市町の先進事例等も調査しながら効率的な受診勧奨に努める。

#### 受診機会の拡充

個別健診に加え集団健診を実施することは受診機会を拡充する上でも重要であり、また、受診率向上にもつながることから工夫しながら積極的に行う。

#### 事業主健診等の結果の活用

人間ドックや国保被保険者が加入している職場等の事業主健診データの提供を依頼し受診率を向上させる。

#### 医療機関との連携

個別健診は、実施期間も長く、受診者の都合にあわせて受診できることやかかりつけ医との信頼関係も深いことから、これまで以上に個別健診を委託している医療機関との連携を強化する。

#### 継続受診について

特定健康診査の受診率を向上するためには、対象者が継続して受診することが重要である

## 第1章 達成しようとする目標

特定健康診査受診率を 65%、特定保健指導実施率を 45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備群の 10%減少を達成することを目標とする。

ことから、健診結果の通知と同時に継続受診の必要性の情報提供を行とともに継続受診を促すための特典を検討する。

#### 周知活動の充実

町民健康福祉大会や各種イベント等を通して積極的に健康への関心を高めるとともに受診の重要性を周知する。

### 第4章 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

#### 1 特定健康診査

##### (1) 実施場所

個別健診については、周防大島町国民健康保険（以下「町国保」という。）と社団法人大島郡医師会が協議し、契約を締結した医療機関又は周防大島町国保と契約した町営診療施設とする。

集団健診については、以下の4会場で実施する。

久賀農業者健康管理センター	しまとびあスカイセンター
東和総合センター	たちばなケアプラザ

##### (3) 実施時期

個別健診は、委託医療機関において、当該年度の6月から3月末。ただし、医療機関により設定日等がある。

集団健診は、委託健診機関において、当該年度の7月（4回）と11月（2回）、平日の午後1時から4時までの間に実施する。ただし、実施月及び実施回数においては、受診状況を踏まえ、大島郡医師会と事前に協議する。

##### (5) 委託契約の方法

特定健康診査のうち個別健診については、町立病院を除く大島郡内医療機関は社団法人大島郡医師会と委託契約し、周防大島町立病院は各病院との個別委託とする。集団健診については、町国保と契約をした健診機関への委託により実施する。

### 第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

保険者事務の効率化を図り、被保険者が受診しやすい健診体制を構築する。

#### 1 特定健康診査

##### (1) 実施委託医療機関

山中クリニック

おげんきクリニック

嶋元医院

野村医院

川口医院

正木内科医院

安本医院

周防大島町立大島病院

周防大島町立橘病院

周防大島町立東和病院

##### (3) 実施時期

実施委託医療機関において、当該年度の6月から3月末。ただし、医療機関により設定日等があります。

##### (4) 委託契約の方法、契約書の様式

特定健康診査の実施については、町立病院を除く大島郡内医療機関は社団法人大島郡医師会と委託契約し、周防大島町立病院は各病院との個別委託とする。

契約書については、国が示す標準的なものに準

<p>特定健康診査のうち個別健診に要する受診者 1 人当たりの単価は、町国保と県医師会等が協議して定めた額とする。</p> <p>特定健康診査のうち集団健診に要する受診者 1 人当たりの単価は、町国保と委託健診機関との間で契約した額とする。</p> <p>契約書については、国が示す標準的なものに準拠するものとする。</p>	<p>拠するものとする。</p>
--	------------------